

議案第 9 1 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 1 2 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「第 1 0 条第 1 項又は」を「第 1 0 条第 1 項若しくは」に、「基づく戸籍の謄本又は抄本」を「基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に、「又は抄本の交付手数料」を「若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付手数料」に改め、同項第 5 号中「第 1 0 条第 1 項又は」を「第 1 0 条第 1 項若しくは」に、「基づく除かれた戸籍の謄本又は抄本」を「基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第 1 2 0 条第 1 項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」に、「又は抄本の交付手数料」を「若しくは抄本又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部の証明書の交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成 22 年 2 月 27 日から施行する。